

ART LAB OKINAWA プロジェクト委託業務 企画提案仕様書

本公募は、沖縄県の令和8年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立決定後に効力を生じるものです。

県議会において、沖縄県の令和8年度当初予算案が否決された場合又は変更された場合は、契約を締結しない又は契約額を変更することがありますので予めご了承ください。

1 委託事業名

ART LAB OKINAWA プロジェクト

2 目的

沖縄県文化芸術振興基金を活用し、コンテストや舞台公演・制作を通じて将来有望な若手の発掘・育成を行い、文化芸術に係る人材の養成、活動の充実など、社会全体で文化芸術の振興を図ることを目的とする。

3 委託期間及び事業予算額等

(1) 委託期間

令和8年度 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

令和9年度（予定） 令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）まで

(2) 事業予算額

令和8年度 28,999,324円以内とする。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

令和9年度（予定） 30,000,000円以内とする。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

(3) 留意事項

ア 本公募は、令和8年度及び令和9年度に実施する委託業務に関して企画提案を募集し、両年度の提案内容を含めて総合的に評価し、令和8年度の委託事業者を決定するために行う。

イ 令和9年度の委託契約は、原則として令和8年度委託事業者と特命随意契約を行う予定。

ただし、次の(ア)及び(イ)の場合等令和8年度委託事業者が令和9年度の業務を行うことが難しい場合は、令和9年度委託事業者を公募する等令和8年度委託事業者と異なる事業者と契約することがある。

(ア) 令和8年度の委託業務の実施状況等を踏まえ、県が委託事業者として不適切

と判断する場合

(イ) 令和8年度の委託事業者が令和9年度委託契約を辞退する場合

- ウ 委託契約は、令和8年度及び令和9年度の各年度ごとに契約を行う。また、委託料の支払いは、各年度の業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、原則として精算払いとする。なお、必要に応じて概算払いに応じるものとする。
- エ 令和9年度の委託期間、事業予算額及び業務内容について、令和8年度の委託業務実施状況及び県における予算の調整状況等により、令和9年度の契約の一部又は全部を締結しないこと並びに業務内容及び委託期間を変更することがある。

4 業務概要

(1) 令和8年度

ア 脚本指導及び演者等募集業務

令和7年度に開催した「ART LAB OKINAWA 脚本コンテスト」において、優秀賞を受賞した作品(以下「受賞作品」という。)を受賞者とブラッシュアップとともに、受賞作品の上演に当たって必要な演者やスタッフの募集・選考を行う。なお、受賞作品は、令和8年3月中旬から下旬に決定予定。

イ 県内巡回公演開催業務

上のアの業務で選考した演者やスタッフを中心に、中南部、北部、宮古及び八重山の4箇所で、受賞作品の舞台公演を行う。

ウ 周知広報業務

上のイの業務で行う公演の集客等のため、周知広報を行う。また、公演の広報と合わせて「沖縄県文化芸術振興基金」の周知・広報を行う。

エ 海外公演調整業務

令和9年度に海外で開催される芸術祭又はコンクールで、上のアの業務で選考した演者やスタッフ等を中心に受賞作品の舞台公演(以下、「海外公演」という。)を予定しており、海外公演に係る芸術祭等主催者との調整等を行う。

(2) 令和9年度

ア 海外公演実施業務

海外で開催される芸術祭又はコンクールに参加し、令和8年度に選考した演者やスタッフ等を中心に受賞作品の公演を行う。

イ 県内公演開催業務

県内1か所で、令和8年度に選考した演者やスタッフ等を中心に受賞作品の舞台公演を行う。

ウ 周知広報業務

上のイの業務で行う公演の集客等のため、周知広報を行う。また、公演の広報と合わせて「沖縄県文化芸術振興基金」の周知・広報を行う。

(3) 令和8年度及び令和9年度共通

- ア 実施計画書、実績報告書、支払い関係及び事業完了報告書の作成に関する業務
イ その他の業務

5 委託業務の内容

(1) 令和8年度

ア 脚本指導及び演者等募集業務

- (ア) 受賞作品の舞台化のため、舞台に携わる演者やスタッフ等を募集すること。
企画提案に当たっては、募集する演者やスタッフの職種を提案し、募集方法及び選考方法を説明すること。
- (イ) 演者やスタッフ等の募集期間中及び選考後の問い合わせ等に対応すること。
- (ウ) 受賞作品を舞台化するに当たり、選考した演者やスタッフ及び受賞者に対し、脚本の修正等を含めた指導を行う者（以下、「指導者」という。）を配置すること。指導者は、海外や文化庁の芸術祭での受賞経験がある者又は舞台・映像制作の実績がある者とし、複数名選任することも可とする。
企画提案に当たっては、指導者のプロフィールや実績等を踏まえて適任者であることを説明すること。
- (エ) 受賞者に対し、脚本の修正等を含めた指導を行うこと。企画提案に当たっては、指導方法やスケジュール等を説明すること。

イ 県内巡回公演開催業務

- (ア) 受賞作品の舞台化のため、舞台に携わる演者やスタッフ等に対する指導を行うこと。企画提案に当たっては、指導方法やスケジュール等を説明すること。
- (イ) 県内巡回公演の開催に当たって、中南部1か所、北部1か所、宮古1か所及び八重山1か所の会場を確保すること。企画提案に当たっては、開催日、開催会場、会場の収容人数及び交通アクセス等を説明すること。
- (ウ) 舞台に携わる演者やスタッフ等に対する指導や県内巡回公演に向けた稽古で使用する練習場等を確保すること。
- (エ) 巡回公演実施に当たって、公演実施計画の策定・更新及び公演実施スケジュールの作成など、各種資料及び会場詳細図を作成すること。
- (オ) 巡回公演実施に向けた事前準備・業務の進捗状況の管理などを行うこと。
- (カ) 進行台本・運営マニュアル等の作成・印刷、関係者への送付及び連絡調整、説明等を行うこと。
- (キ) 会場警備・消防・防災計画の作成、それに係る会場の施設管理者との連絡調整、緊急時の体制及び連絡網などの周知徹底を行うこと。
- (ク) 公演の進行管理及び受付スタッフ等公演の実施に必要な人員の配置を行うこと。
- (ケ) 公演のプログラム等会場配布物の作成及び配布並びに来場者アンケートの実施、集計を行うこと。
- (コ) 演者やスタッフ等公演関係者との連絡調整、謝金等の支払いを行うこと。また、離島での公演等演者やスタッフに係る航空券等の手配、宿泊先の確保及び保険契約の手続き等公演に係る旅行の一切の手配を行うこと。
- (サ) 会場内及び会場周辺における看板等を含む会場装飾に係る企画提案、調整、準備及び実施を行うこと。
- (シ) 会場・諸室の設営・撤去、仮設物・機材・備品等（机、椅子、音響・照明・

映像機器、電源等) の搬入出・製作・設置・調整、会場管理及びそれらに付随する業務を行うこと。

- (ア) 公演の実施に必要な許認可申請に係る手続き、保険への加入手続き及び保険料の支払いに関する業務、公演の実施に必要な経費の支払いを行うこと。
- (イ) 招待者及び一般来場者からの問い合わせ対応を行うこと。
- (ウ) 救護所の設置等救護体制を整えること。
- (エ) 必要に応じて、会場内のごみ処理、会場内の清掃(設営及び撤去時含む)を行うこと。
- (オ) 必要に応じて、警備員の配置(夜間警備、駐車場警備含む)、駐車場及び臨時駐車場の管理運営(誘導を含む)を行うこと。

ウ 周知広報業務

- (ア) ART LAB OKINAWA プロジェクトのホームページの作成・管理を行い、演者等の募集、県内巡回公演の告知及び沖縄県文化芸術振興基金の周知広報等で活用すること。
- (イ) SNS や動画共有サイトを活用し、県内巡回公演等の周知広報を行うこと。
- (ウ) ウェブ以外の新聞や放送等のメディアの活用や、ポスター、パンフレットといった広報物を制作し、県内巡回公演等の周知広報を行うこと。
- (オ) 企画提案に当たっては、「広報手段」、「広報のターゲット層」及び「なぜ提案した広報手段がターゲット層に届きやすいのか」を明確に説明すること。

エ 海外公演調整業務

- (ア) 令和 9 年度に海外で開催される芸術祭等で海外公演を行うため、芸術祭又はコンクール主催者や関係者等との連絡・調整を行うこと。
- (イ) 企画提案に当たっては、海外公演を行う候補となる芸術祭等の概要、特徴、公演を行うメリット及び公演の実現可能性等を説明すること。

(2) 令和 9 年度

ア 海外公演実施業務

- (ア) 海外で開催される芸術祭又はコンクールに参加し、令和 8 年度に選考した演者やスタッフ等を中心に受賞作品の公演を行うこと。
- (イ) 舞台に携わる演者やスタッフ等に対する指導や海外公演に向けた稽古で使用する練習場等を確保すること。
- (ウ) 海外公演実施に当たって、公演実施計画の策定・更新及び公演実施スケジュールの作成など、各種資料及び会場詳細図を作成すること。
- (オ) 巡回公演実施に向けた事前準備・業務の進捗状況の管理などを行うこと。
- (オ) 公演マニュアル等の作成・印刷、関係者への送付及び連絡調整、説明等を行うこと。
- (カ) 芸術祭主催者等との連絡調整、緊急時の体制及び連絡網などの周知徹底を行うこと。
- (キ) 公演の進行管理及び公演の実施に必要な人員の配置を行うこと。
- (ク) 演者やスタッフ等公演関係者との連絡調整、謝金等の支払いを行うこと。ま

た、公演等演者やスタッフに係る航空券等の手配、宿泊先の確保及び保険契約の手続き等公演に係る旅行の一切の手配を行うこと。

- (ヶ) 必要な場合は、舞台・諸室の設営・撤去、仮設物・機材・備品等（机、椅子、音響・照明・映像機器、電源等）の搬入出・製作・設置・調整、会場管理及びそれらに付随する業務を行うこと。
- (ｺ) 公演の実施に必要な許認可申請に係る手続き、保険への加入手続き及び保険料の支払いに関する業務、公演の実施に必要な経費の支払いを行うこと。

イ 県内公演開催業務

- (ア) 受賞作品の公演のため、舞台に携わる演者やスタッフ等に対する指導を行うこと。企画提案に当たっては、指導方法やスケジュール等を説明すること。
- (イ) 県内公演の開催に当たって、県内一か所の会場を確保すること。企画提案に当たっては、開催日、開催会場、会場の収容人数及び交通アクセス等を説明すること。
- (ウ) 舞台に携わる演者やスタッフ等に対する指導や県内公演に向けた稽古で使用する練習場等を確保すること。
- (エ) 県内公演実施に当たって、公演実施計画の策定・更新及び公演実施スケジュールの作成など、各種資料及び会場詳細図を作成すること。
- (オ) 県内公演実施に向けた事前準備・業務の進捗状況の管理などを行うこと。
- (カ) 進行台本・運営マニュアル等の作成・印刷、関係者への送付及び連絡調整、説明等を行うこと。
- (キ) 会場警備・消防・防災計画の作成、それに係る会場の施設管理者との連絡調整、緊急時の体制及び連絡網などの周知徹底を行うこと。
- (ヶ) 公演の進行管理及び受付スタッフ等公演の実施に必要な人員の配置を行うこと。
- (ｺ) 公演のプログラム等会場配布物の作成及び配布並びに来場者アンケートの実施、集計を行うこと。
- (ｴ) 演者やスタッフ等公演関係者との連絡調整、謝金等の支払いを行うこと。また、公演等演者やスタッフに係る航空券等の手配、宿泊先の確保及び保険契約の手続き等公演に係る旅行の一切の手配を行うこと。
- (ｵ) 会場内及び会場周辺における看板等を含む会場装飾に係る企画提案、調整、準備及び実施を行うこと。
- (ｼ) 会場・諸室の設営・撤去、仮設物・機材・備品等（机、椅子、音響・照明・映像機器、電源等）の搬入出・製作・設置・調整、会場管理及びそれらに付随する業務を行うこと。
- (ｽ) 公演の実施に必要な許認可申請に係る手続き、保険への加入手続き及び保険料の支払いに関する業務、公演の実施に必要な経費の支払いを行うこと。
- (ｾ) 招待者及び一般来場者からの問い合わせ対応を行うこと。
- (ｿ) 救護所の設置等救護体制を整えること。
- (ﾀ) 必要に応じて、会場内のごみ処理、会場内の清掃（設営及び撤去時含む）を行うこと。

(フ) 必要に応じて、警備員の配置（夜間警備、駐車場警備含む）、駐車場及び臨時駐車場の管理運営（誘導を含む）を行うこと。

ウ 周知広報業務

(ア) ART LAB OKINAWA プロジェクトのホームページの作成・管理を行い、県内公演及び海外公演の告知並びに沖縄県文化芸術振興基金の周知広報等で活用すること。

(イ) SNS や動画共有サイトを活用し、県内公演等の周知広報を行うこと。

(ウ) ウェブ以外の新聞や放送等のメディアの活用や、ポスター、パンフレットといった広報物を制作し、県内公演等の周知広報を行うこと。

(エ) 企画提案に当たっては、「広報手段」、「広報のターゲット層」及び「なぜ提案した広報手段がターゲット層に届きやすいのか」を明確に説明すること。

(3) 令和8年度及び令和9年度共通

ア 実施計画書、実績報告書、支払い関係及び事業完了報告書の作成に関する業務

(ア) 委託業務の内容の詳細についてまとめた委託業務完了報告書を提出すること。提出にあたっては、文化振興課の検査を受け、検査の合格を受けて業務の完了とする。

(イ) 委託業務完了報告書及び支払い関係の証憑類等は、原則として委託期間内に提出すること。

イ その他の業務

事業目的の達成のために、その他効果的な取組を提案すること。

6 成果物

(1) 令和8年度

「脚本指導及び演者等募集業務」及び「県内巡回公演開催業務」に係る制作物（電子データ）

(2) 令和9年度

「海外公演実施業務」及び「県内公演開催業務」に係る制作物（電子データ）

(3) 令和8年度及び令和9年度共通

ア 「周知広報業務」に係る制作物（紙ファイル及び電子データ）

イ 委託業務完了報告書（紙ファイル及び電子データ）

※ 電子データの納品に当たっては、D V D又はU S Bメモリ等の媒体に保存して納品すること。

7 見積及び精算における経費について

(1) 各経費については、単価、数量、内訳等の条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を計上すること。

(2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。※1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(3) 見積及び精算の費目については、以下の内容で提出すること。（各費目の内容は、委託事業事務処理マニュアル（令和3年1月経済産業省大臣官房会計課）を準用し

ている)

ア 直接人件費

事業に従事する者の作業時間に対する人件費

- (ア) **総括担当者**：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また先例の少ない特殊な業務を担当する。
- (イ) **専門員A**：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。
- (ウ) **専門員B**：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

イ 直接経費

- (ア) **旅費** 事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
- (イ) **会議費** 事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
- (ウ) **謝金** 事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
- (エ) **備品費** 事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
- (オ) **借料及び損料** 事業を行うために必要な機械器具当のリース・レンタルに要する経費
- (カ) **消耗品費** 事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
- (キ) **印刷製本費** 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
- (ク) **その他諸経費** 事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの

例)

- 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）
- 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）
- 設備の修繕・保守費
- 翻訳通訳、速記費用
- 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等

ウ 再委託費

受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものと除く。）
委任、準委任契約及びのみではなく、請負契約も含まれるので留意すること。

エ 一般管理費

委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支

扱を認められた間接経費

本契約では、次の計算式により算出すること。

(ア直接人件費+イ直接経費) × 10／100 以内

オ 消費税

(ア直接人件費+イ直接経費+ウ再委託費+エ一般管理費) × 10% (1円未満切捨)

8 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止

委託業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

(2) 契約の主たる部分の再委託の禁止

次に記載する「契約の主たる部分」については、第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ア 委託業務の契約金額の 1／2 を越える業務

イ 委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

〈その他簡易な業務〉

ア 資料の収集・整理

イ 原稿・データの入力及び集計

ウ 沖縄県財務規則第 139 条第 1 項但し書きで一人から見積を取ることが認められている 10 万円未満の契約

エ その他沖縄県が認める業務

(4) 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

9 著作権

(1) 成果物の著作権及び使用権は、原則沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。なお、受賞作品に関しては、著作権が本人に帰属することとし、沖縄県が 2 年間程度公演で活用できるようにすること。

(2) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2 （譲渡権）、第 26 条の 3 （貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、沖縄県に帰属するものとする。なお、受賞作品に関しては、先に記載した権利が本人に帰属することとし、沖縄県が 2 年間程度公演で

活用できるようにすること。

- (3) 業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

10 留意事項

本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

11 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等についても善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

12 その他

- (1) 本事業を進めるにあたっては、必ず沖縄県と協議しを行うこと。
- (2) 受託者は県からの要請に応じ、会議等に出席しなければならない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課と協議すること。
- (4) その他、上記仕様書に示されていない事項については、県と受託者との協議の上取り決めるものとする。